

2011年10月 日

各市町村長 様
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 徳田 秋
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

医療、福祉、介護、年金など社会保障の改悪や派遣切り・リストラなどにより、国民のいのちと暮らしが脅かされています。その結果、生活不安・破綻、家族崩壊などが増加し、自殺、介護殺人、子どもの虐待など悲惨な状況が後を絶ちません。

「姥捨て山制度」といわれた後期高齢者医療制度も廃止が先送りされ、検討されている新制度案は、国保の「都道府県単位化」とセットになっているだけでなく、「負担増か医療抑制か」の二者択一を迫り、高齢者を差別する後期高齢者医療制度の根幹をそのまま引き継いでいます。

施設になかなか入所できず、介護サービスの利用制限など問題山積みの介護保険制度も、来年4月からの「第5期介護保険事業計画」にむけての検討もはじまり、「地域包括ケア」の名で在宅サービスの重視を掲げながら、生活支援のサービスは保険給付外とするなど給付制限をすすめようとしています。

今回の東日本大震災は、自治体が住民のいのちと健康、暮らしを守る砦としての役割をはたしていくことの重要性を一層明らかになりました。各市町村が医療や福祉の切り捨てや民間委託など自治体リストラをすすめることなく、以下の事項について改善をお願いします。

【陳情事項】—★印が懇談の重点項目です—

★【1】自治体の基本的あり方について

①憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。

健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、市民の福祉増進に努めなければならぬものと考えております。

市民のニーズを見極めながら、限りある予算の中で、必要な施策を推し進めていく考え方であります。

【社会福祉課】

②税滞納世帯等への行政サービス制限は行わないでください。

行政サービス制限条例については、制定の予定はありません。【社会福祉課】

③徴税を強める愛知県地方税滞納整理機構については、徴税は自治体の業務であることをふまえて、滞納整理機構に税の徴収事務を移管しないでください。参加していない市町村は今後とも参加しないでください。税滞納世帯の解決は、住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

愛知県西三河地方税滞納整理機構は、今年の4月から徴収事務を行っており、刈谷市の滞納案件も取り扱っております。機構においても地方税法に基づき、住民の状況をよく確

認して、納税相談を進めており、何の相談も受け付けずに滞納処分を進めるわけではありません。機構の意義は、知識の豊富な県職員と共に市職員が高額かつ困難な滞納案件に取り組むことにより、それにより徴収技術の向上も図れることでありますので、今後も高額で困難な滞納案件につきましては、機構に引き継いでいくことになります。

【納税推進室】

★【2】地震被害などに対応できる福祉・防災のまちづくりについて

①職員を適正に配置し、いつでも必要な住民サービスが提供できる自治体にしてください。

この度の震災を契機に、改めて公務員の存在意義が確認されるとともに、全体の奉仕者としての行動にいっそう期待をされているところであります。今後とも職員を適正に配置することにより、市民サービスの維持・向上に努めていきたいと考えています。

【職員課】

大規模災害時には、すべての職員が非常配備体制につき、迅速・的確な災害対策を実施します。現在、危機管理計画の策定に向けて、各課で考えられる危機事象の洗い出しを行っております。そして、その危機に対する事前対策、応急対策、事後対策についてマニュアルを作成し、災害時にも住民サービスが行えるような体制作りを行ってまいります。

【危機管理課】

②防災計画を、マグニチュード9を想定して見直し、市町村独自の対策を講じてください。

刈谷市地域防災計画につきましては、毎年2月に見直しを行っております。

今回の東日本大震災を受け、愛知県が防災計画を大幅に見直すことなので、刈谷市も愛知県に合わせて見直しを行ってまいります。

【危機管理課】

③小中学校などの耐震化の促進、食料・水などの備蓄の強化、防災拠点の耐震化をはかってください。個人宅の耐震化についても促進をはかる施策を充実してください。

刈谷市内の公共施設につきましては、100%耐震化工事が完了しております。備蓄品につきましては、東日本大震災での対応を参考に、必要物品を検証し、備蓄品の更新計画を考えてまいります。

また、個人宅の耐震改修費の補助につきましては、今年度補助金を60万円から120万円に増額しております。

【危機管理課】

④避難所のバリアフリー化をすすめてください。

施設の改築等に合わせてバリアフリー化を進めていきます。

【危機管理課】

⑤集団での避難生活が困難な高齢者・障がい者(児)、特別な介護を含む援助が必要な高齢者・障がい者(児)のための福祉避難所を整備・拡充してください。

今年度、補正予算で2箇所に福祉避難所用の備蓄倉庫の設置と備蓄品を購入していきます。今後も、福祉避難所のマニュアルなどを整備して福祉避難所の充実を図ります。

【危機管理課】

⑥災害拠点病院の強化拡充をはかってください。

市内の災害拠点病院としては、刈谷豊田総合病院が指定されております。刈谷市としても刈谷豊田総合病院は市民病院的病院に位置づけており、病院の運営・施設整備に対して毎年支援を行っており、今後も災害拠点病院の機能充実も含め、支援を行ってまいります。

【危機管理課】

⑦防災マップの見直し、避難経路の確保等を進めてください。

今回の東日本大震災受けて、国や県が震度や津波予測の見直しを行っております。しかし、その報告書は早くても25年度にしか市町村に示されないため、刈谷市では独自に来年度、ハザードマップ（地震・津波）の見直しを考えております。

【危機管理課】

⑧防災教育を徹底してください。

3月の大震災を重く受け止め、特別活動の時間や総合的な学習の時間等で、「防災」にかかるテーマを取り上げた授業実践が多く行われています。被災地で活動した消防士を講師に招き、「命」の大切さを学ぶ授業の実践がありました。中には、夏休み中に、先生と代表児童が被災地の学校を訪問し、2学期のはじめにその体験を全校や地域に広めるといった取り組みもありました。また、被災地ボランティアに参加し、その体験を子どもに伝えた先生もいました。こうした、各校の実践の情報交換をするなどし、大切な命を守る教育を進めていきたいと思います。

【学校教育課】

【3】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1)介護保険について

★①介護保険料を引き下げてください。また、負担能力に応じたきめ細かい保険料負担段階を設置してください。

介護保険料は、介護保険事業計画に定めるサービス費用見込額等に基づいて決められます。

現在、平成24年度から平成26年度までの第5期介護保険事業計画の策定作業中であり、介護保険料等につきましては、この計画策定の中で検討していきます。【長寿課】

②低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

現在、保険料は、災害等の事由による場合と一時的に収入が著しく減少した場合等に減免を行っています。本市としましても、低所得者対策は必要と認識しておりますが、個別の減免というかたちではなく、介護保険制度の枠組みの中で、保険料の段階別の設定を21年度より9段階として、所得に応じた保険料を設定するほか、第1～第3段階の保険料を低く設定し、低所得者の保険料軽減に努めています。

【長寿課】

★③低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。

現在、サービス利用に伴う利用者負担につきましても、一部負担は必要と考えますが、利用料は保険料と異なり所得状況等を問わず、すべて1割の負担となっていますので、本市におきましては、（平成13年10月から）「刈谷市介護保険居宅サービス等利用

者負担額助成事業」により、低所得者の方の訪問介護を含むすべての居宅サービスにかかる1割の利用者負担を2分の1に軽減して、適正なサービス利用の促進を図っております。

【長寿課】

★④要支援者を介護保険からはずす「介護予防・日常生活支援総合事業」は実施せず、介護保険による介護予防サービス及び地域支援事業を充実してください。

「介護予防・日常生活支援総合事業」については、国からアウトライนは示されておりますが、現段階で、事業実施を検討するには十分なものではありません。今後、改めて基本事項や事業運営に関する「手引き」等が示されることとなっておりますので、これらを基に、介護保険事業計画策定において適切に判断してまいります。

【長寿課】

★⑤特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤設備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。

現在、平成24年度から平成26年度までの第5期介護保険事業計画の策定作業中であり、介護施設の整備等につきましては、この計画策定の中で検討していきます。

【長寿課】

★⑥地域包括支援センターを中学校区毎に設置し、最低1カ所は市町村直営としてください。また委託されたセンターの職員が責任をもって働き続けられるよう委託費を引き上げてください。

現在、本市の地域包括支援センターは、介護保険事業計画で定めた日常生活圏域のうち、居住する高齢者数等から中部圏域に2箇所、北部・南部圏域にそれぞれ1箇所で計4箇所が設置されております。現在、センターを運営しているのは、社会福祉法人が2箇所、医療法人が2箇所となっております。

【長寿課】

⑦介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

介護労働者への待遇改善については、国が統一した見解をもって取り組むものと考えております。

なお、本市では、ヘルパー、ケアマネージャーを含む介護サービス事業者を対象に研修会を開催し、資質向上を図っており、この研修会については今後も実施していく考えであります。

【長寿課】

(2)高齢者福祉施策の充実について

★①高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。

ア.ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。

単身高齢者を対象に実施している見守り事業につきましては、老人クラブ会員が高齢者宅を訪問する「友愛訪問事業」や民生委員さんが定期的に声の訪問（電話）を行う「老人福祉電話設置運営事業」がありますが、単身高齢者の生活に関する相談や安否確認を実施しております。広い意味での見守り事業としましては、急病などの際に迅速に対応することを可能とする「緊急通報システム整備事業」があります。また、高齢者のみで構成される世帯の安否確認と食の確保を目的とした「配食サービス事業」を実施しております。

生活支援につきましては、部屋の掃除、食事作りや買い物支援をはじめとした高齢者の日常生活を実施している団体が刈谷市内にもあります。

本市における「日常生活支援」の導入につきましては、今後、事業を実施している各自治体等の実施状況を見ながら、事業を実施することの意義、有償ボランティア支援の可否、事業効果の検証と研究などに努めてまいりたいと考えております。【長寿課】

イ. 高齢者や障がい者などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどの施策を充実してください。

高齢者の身近な交通手段として、公共施設連絡バスを無料で年末年始を除く毎日運行しています。また、要支援2以上で世帯全員が所得税非課税世帯の65歳以上の方には、高齢者タクシー券を給付しています。【長寿課】

ウ. 宅老所、街角サロンなどの高齢者の集まりの場への助成金制度を拡充し、高齢者がねたきりにならないよう多面的な福祉施策を実施してください。

地域で高齢者が気軽に集まることができる「老人いこいの場」は、市内36箇所に設置されており、開設の際には、テレビやマッサージチェア等を貸与するとともに月額8,000円の運営費を支給しています。【長寿課】

エ. 高齢期になっても住み続けることができるバリアフリーの高齢者住宅を公営で整備してください。

今後、建替えなどにより建設する市営住宅にあっては、これまでどおり、福祉部局と連携をとりながら、シルバーハウジング住戸や高齢者向け住戸の提供を図っていきます。

また、既存の住宅にあっては、入居者の要望や状況を勘案しながら、住戸内外のバリアフリーの改修を引き続き進めていく予定です。【建築課】

②配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし自己負担額を引き下げてください。
また、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

現在、一般食を週3回（昼食1回、夕食2回）利用者負担金1食300円で、治療食を週5回（夕食のみ）利用者負担金1食350円で実施しています。一般食については、在宅の高齢者が健康で自立した生活を送ることができるよう支援するとともに、安否確認を行うことを目的に実施しております。閉じこもりがちなひとり暮らしの高齢者を対象に「なごやか交流会」を市内17箇所で、また、市内2箇所において「生きがい活動支援通所事業（あつまりん）」を開催し、多くの市民の方に利用していただいております。【長寿課】

（3）障がい者控除の認定について

★①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

要介護1～5の認定を受けている人から障害者控除認定書発行の申請があった場合、状況を確認した後、原則すべての申請者に「障害者控除認定書」を発行しています。

【長寿課】

★②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

要介護認定者が、すべて確定申告等が必要になる訳ではありませんので、一律すべての方へ個別の送付ではなく、必要な方からの申請を受けての発行を考えております。一般向けには、市民だより、ホームページ等にて、要介護認定者には障害者控除の対象となる可能性がある旨周知を図り、前年の申請実績をある方については、引き続き障害者控除の対象となる可能性がある方に対し申請案内をしています。【長寿課】

2. 高齢者医療などの充実について

★①後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

本市では、75歳以上のひとり暮らしの非課税者を後期高齢者福祉医療費給付制度の対象としています。すべての非課税世帯を対象とすることは、今後ますます高齢化を考えると財政的に大きな負担になると認識しており、県の動向を踏まえながら近隣市と強調してまいりたいと考えています。

【国保年金課】

②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。また、短期保険証は、発行しないでください。

資格証明書の発行は、保険料滞納対策として法令で規定されており、十分な納付資力があるにもかかわらず、特段の事情もなく長期間保険料を滞納している方に対して資格証明書の交付するものです。機械的な発行はせず、納付相談に応じて分割納付等の努力をしていただいている誠意のある方に対しては、保険証を発行しており、今後も加入者の納付意欲を損なうことのないよう対応をしております。現在、刈谷市では交付実績はございませんが、納付相談にも応じないなど何らの誠意もみられない方に対しては、保険料負担の公平化を図るためにも資格証明書の発行をせざるを得ないと考えております。

また、短期保険証は医療機関受診に際しては何らの不利益を受けるものではありません。保険料滞納対策として法令でも規定されており、短期保険証更新時は、直接お会いして状況をお伺いできる貴重な相談の機会と考えております。保険料を納められない方の状況を直接お聞きし、今後の納付について具体的な方法を相談させていただくことで、滞納額が膨らんで、更なる納付困難を招くことのないように、今後も丁寧な対応に努めてまいりたいと考えております。

【国保年金課】

3. 子育て支援について

★①18歳年度末まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。また、自己負担を設けている自治体はなくしてください。

本市では、平成20年4月より中学校卒業までの子どもにつきまして、保険診療の自己負担額を現物給付で実施していますが、18歳年度末までを対象とすることは、財政的に大きな負担となると認識しており、また中学校卒業以降は、就労・婚姻・出産も想定されるため、県や近隣市の動向を踏まえながら慎重に対応してまいりたいと考えています。

【国保年金課】

②妊娠婦健診は、初回の健診も含め、産前14回、産後1回を無料で受けられるように助成してください。

妊娠婦健診の受診券は、母子健康手帳と一緒に交付していますので、初回健診には使用できません。現在、妊娠中に14回（子宮頸がん検診含む）、産後1回の受診券を交付しており、県内の医療機関で受診できるよう、県下統一した内容となっています。適正な時期に必要な検査ができるようになっておりますが、無料券ではなく、県で統一した内容の補助券となっています。

【健康課】

★③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。また、申請手続きに民生委員の証明が必要な市町村はなくし、支給内容を拡充してください。

世帯の前年所得の審査基準は、児童扶養手当の認定基準を目安としていますが、収入状況の急変等により困窮している世帯については、申請理由等を確認のうえ審査しています。

申請の受付につきましては、学校で書類を作成する必要がありますので、学校での受付をお願いしております。今年度より民生委員の所見については、必要に応じてのみとしております。支給内容の拡充につきましては、近隣市の動向を見ていきたいと思います。
【学校教育課】

④義務教育は無償の立場から学校の給食費は無料にしてください。

刈谷市の学校給食センターでは、学校給食を国の定めた「学校給食法」に基づき運営しています。法の第11条第2項には「経費の負担」として、学校給食に要する経費は、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者の負担とする。と謳われています。

この規定により、保護者から給食費を負担していただいており、給食費の無料化は考えておりませんのでご理解をお願いします。
【学校管理課】

4. 国保の改善について

★①国民健康保険制度の都道府県単位化に反対してください。

現在国において新たな医療制度について議論がなされております。厳しく不安定な国保財政状況の中、今後の推移を見ながら対応を考えていきたいと考えております。

【国保年金課】

★②保険料(税)について

ア.これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。

保険税につきましては、給付と負担のバランスに配慮し、適正な税額となるよう定めています。安易な一般会計からの繰り入れを増やすことによる国民健康保険税の減免は、国保以外の医療保険制度加入者に、過大な負担を求める結果にもつながると考えています。しなしながら、平成22年度より、加入者の所得減少による税収の減少を見込み、緊急措置として一般会計からの繰り入れを増額しております。
【国保年金課】

イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。

均等割は、給付の受益の対象となる被保険者に均等に課税されるものなので、平等にご負担いただいております。ただし、給付面においては、少子化対策を含め、中学校卒業までの子供につきまして医療費無料制度を実施しております。

減免制度は、保険者独自の施策でありますので、減免制度の拡充を図れば、その財源は受益者負担の原則で他の加入者の負担増となって跳ね返ってまいります。したがいまして、厳しい国保財政状況の中、減免制度の拡充は現在のところ考えておりません。

【国保年金課】

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。

繰り返しになりますが、減免制度は、保険者独自の施策でありますので、減免制度の拡充を図れば、その財源は受益者負担の原則で他の加入者の負担増となって跳ね返ってまいります。したがいまして、厳しい国保財政状況の中、減免制度の拡充は現在のところ考えておりません。
【国保年金課】

エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で当年の見込所得が500万

円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

現在、前年中の所得が300万円以下で、当該年度中の所得見込が、前年度中の1／2以下に減少する場合に適用しています。繰り返しとなります、減免制度は、保険者独自の施策でありますので、減免制度の拡充を図れば、その財源は受益者負担の原則で他の加入者の負担増となって跳ね返ってまいります。したがいまして、厳しい国保財政状況の中、減免制度の拡充は現在のところ考えておりません。

【国保年金課】

★③保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

資格証明書の発行は、国保税滞納対策として法令で規定されております。しかしながら、本市は、機械的な発行はせず、納税相談に応じて分割納付等の努力をしていただいている誠意ある方に対しては、保険証を発行しており、今後も加入者の納税意欲を損なうことのないような対応をしてまいります。ただし、納税相談にも応じないなど何らの誠意もみられない方に対しては、税負担の公平化を図るためにも資格証明書を発行せざるを得ないと考えております。また、保険証の交付については、従来から郵送も含め柔軟に対応しております。

【国保年金課】

イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。

保険給付の制限は国保税滞納対策として法令で規定されております。しかしながら、本市は、機械的な制限せず、納税相談に応じて分割納付等の努力をしていただいている誠意ある方に対しては、給付の制限はしておりません。今後も加入者の納税意欲を損なうことのないような対応をしてまいります。ただし、納税相談にも応じないなど何らの誠意もみられない方に対しては、税負担の公平化を図るためにも制限せざるを得ないと考えております。

【国保年金課】

ウ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。

短期証の発行は、国保税滞納対策として法令で規定されております。しかしながら、本市では、納税相談機会確保のため、有効期限は区切っておりますが、その取扱いにおいては正規の保険証となんら差異を設けておりません。

【国保年金課】

エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。

納税相談を密に行い、納税者の要望を踏まえ、無理のない納付計画に基づいた徴収を行っています。

【納税推進室】

無保険者の調査については、市単独での実施は難しいため、現在のところ考えておりません。

【国保年金課】

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

一部負担金の減免制度につきましては、生活保護基準の1.1倍程度までの世帯に対し実施しております。繰り返しになりますが、減免制度は、保険者独自の施策でありますので、減免制度の拡充を図れば、その財源は受益者負担の原則で他の加入者の負担増となって跳ね返ってまいります。したがいまして、厳しい国保財政状況の中、減免制度の拡充は現在のところ考えておりません。周知のありかたにつきましては今後検討してまいります。

【国保年金課】

5. 障がい者(児)施策の充実について

★①障がい者(児)の医療・福祉サービスの自己負担、利用料、給食費・食費・光熱水費などの実費負担を市町村独自に減免してください。

ア. 自立支援医療を利用する住民税非課税世帯の利用料を無料にしてください。

本市においては、身体障害者手帳1～3級所持者（ただし、腎機能障害は1～4級、進行性筋萎縮症は1～6級）及び療育手帳A・B判定所持者については心身障害者医療助成として、また、精神障害と診断され、治療を受けている人については、精神障害者医療助成として、自立支援医療の自己負担分（原則として医療費の1割）を助成し、負担の軽減を図っています。

【障害福祉課】

イ. 障がい児入所・通園施設利用料、居宅介護・行動援助など福祉サービス利用料、補装具を無料にしてください。

ウ. 市町村が行う地域生活支援事業を無料にしてください。特に、移動支援・福祉ホーム利用料を無料にしてください。

エ. 施設利用者の食費・光熱水費の自己負担をなくしてください。

イからエに関しまして、障害者自立支援法の改正により、平成24年4月1日から同法に基づくサービスの利用者負担については、応益負担から応能負担へ見直しが図られます。従いまして、障害のある人に対するサービスについて、自己負担の撤廃ではなく、低所得の人など支援が必要な人に対する負担軽減により対応すべきと考えます。

【障害福祉課】

②実態に合わない障害者程度区分認定を基準としたサービス利用時間の支給制限を撤廃してください。移動支援等の地域生活支援事業に対する予算を増額し、移動支援は必要時間を支給してください。

障害程度区分の認定については、障害者本人又は保護者の面接による認定調査等に基づいて、障害程度区分認定審査会により決定されています。面接調査する調査員については、障害程度区分認定調査員研修を受講するとともに、審査会委員については、市町村審査会委員研修を受講するなど、全国一律の基準に基づき、客観的かつ公平、公正な障害区分認定に努めています。

障害福祉サービス及び地域生活支援サービスに対する予算は、利用実績に基づいて当初予算として確保するとともに、利用状況に応じて過不足が見込まれる場合は補正予算で

対応し、適切な予算を確保しています。

【障害福祉課】

③第3期障害福祉計画の策定にあたって、数値目標・サービス見込み量の検討段階においても幅広く意見をもとめ、障害者本人・家族・事業者の意見を反映したものにしてください。また、ホームヘルパー増員、グループホーム・ケアホームの増設などをはかり、選択できる基盤整備をすすめるものとしてください。

第3期障害福祉計画の策定につきましては、市民アンケート、当事者団体ヒアリング及び事業所ヒアリングを行うなど幅広く意見をいただいています。

障害者自立支援法においては、障害のある人が住み慣れた地域で自立した生活が送れることを目指しており、そのためにはケアホーム・グループホームの整備促進は重要な施策となります。

ケアホーム・グループホームの整備費に対する補助については、国及び都道府県の施設整備費補助金がありますので、本市といたしましては、この補助金を受けられなかつた場合に、国等に代わり補助をしていきたいと考えております。

また、運営費補助については、平成21年4月の報酬単価の改正により、ケアホーム・グループホームの利用に対する報酬が増額されていますので、当面は実際の運営状況を踏まえ、補助の必要性を検討していきたいと考えております。

【障害福祉課】

④国・県に準じて障害者政策委員会を設置してください。

本市では、「刈谷市障害者計画・刈谷市障害福祉計画懇話会」及び「刈谷市自立支援協議会」を設置し障害者福祉に関する意見を幅広くいただいています。

【障害福祉課】

⑤障害者差別禁止条例を制定してください。

現在、国において障害者差別禁止法の検討がされています。従って、当面は国の議論の推移を見守るべきであると考えますので、現時点において条例の制定については考えておりません。

【障害福祉課】

6. 健診事業について

★①特定健診、がん検診、歯周疾患検診は、年1回無料で受けられるようにしてください。また、医療機関で行う個別方式・保健センターなどで行う集団方式をともに実施してください。

特定健診は、年1回無料で受けることができます。がん検診は、一部特定年齢の方は、無料で受けることができるようになっていますが、本市の基本的な考え方として、受診者には一部負担をしていただき、受益者負担の考え方で実施していますので、今後も一部負担の形で実施していく予定です。歯科検診は、40歳～75歳の5歳刻みの年齢の方のみ無料で実施しており、今後も変更の予定はありません。また、個別方式・集団方式については、健診の種類や市民の受けやすい形態を考慮して、両方の形を取り入れて実施しています。

【健康課】

②40歳未満の住民を対象にした健康診査を、年1回無料で受けられるようにしてください。

40歳未満の方を対象に、簡易人間ドックとして、一部負担をしていただき実施しています。受益者負担の考え方のもと、今後も一部負担の有料で実施していく予定です。

【健康課】

7. 予防接種について

★①ヒブ、小児用肺炎球菌、HPV(子宮頸がんワクチン)の任意予防接種を無料で受けられるようにしてください。

平成23年2月より、無料で接種しております。

平成24年度については、現在のところ未定です。

【健康課】

②高齢者用肺炎球菌、水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)の任意予防接種に助成制度を設けてください。

任意の予防接種については、厚生労働省が設置している部会において、ワクチンの定期予防接種としての位置づけが検討されており、刈谷市独自で公費助成については考えておりません。

【健康課】

8. 生活保護について

★①憲法第25条および生活保護法に基づいて、他の制度を理由に生活保護申請を認めない、あるいは妨害することのないようにしてください。また、生活保護が必要な人には早急に支給してください。

ご指摘の各法、各規定を遵守し、申請権の侵害とならないよう、申請者の意思を十分聴取し、状況把握をした上で、速やかに保護費等の支給が出来る様に関係機関との連携も密に行いながら業務を遂行しております。

【社会福祉課】

②自家用車の所有を理由に画一的に申請を認めない取り扱いを行わないでください。

生活保護制度上は、活用できる資産として、また保有・維持にかかる負担が生活を圧迫する可能性があるため、原則として保有を認めない取り扱いとなっております。しかしながら、自家用車の所有していることを理由に、申請を認めない取り扱いは行っておりません。

自家用車を保有するケースについては、申請に基づき調査した結果により、個々のケースについて保有の可否を判断しております。保有を認めないものについては、一旦保護を開始し、その後、処分を指導することとしております。また、就労を阻害する要因がない方など、比較的短期での自立が見込まれるケースについては、処分指導を6ヶ月間保留する措置を取っております。

【社会福祉課】

③就労支援や生活指導を個別にていねいにおこなうために、専門職を含む正規職員を増やしてください。

正規職員として、平成22年10月に生活保護現業員を2名増員し、平成23年4月に生活保護査察指導員を1名増員し、現業員10名、査察指導員2名の体制をとっております。また、平成22年4月より、就労支援相談員として嘱託職員を1名配置しております。

なお、当市においては、依然として多くの相談・申請があるため、今後の動向を注視し、状況に応じて年度途中での職員増員要求も検討しております。

【社会福祉課】

【4】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

①消えている年金問題を全面解決し、消費税を財源にすることなく、全額国庫負担による「最低保障年金制度」をつくってください。その際、すべての高齢者の無年金・低年金の改善に役立つものにしてください。受給資格年限を短縮し、安心してくらせる年金制度を確立してください。

い。年金支給年齢の引き上げは行わないでください。また、旧社会保険庁職員の分限免職を撤回し、業務に精通した職員を活用し、国民の期待にこたえる年金業務体制としてください。

平成23年7月15日付で国民年金制度改善についての要望書を、市が加入している全国都市国民年金協議会から厚生労働大臣あてに提出しております。

その内容は、国民年金事務については速やかに日本年金機構へ一元化を図ること、法定受託事務のあり方について及び年金制度の改善について特に在日外国人を含む無年金者・低年金者について国の施策として救済・改善措置を実施すること等です。

【国保年金課】

②後期高齢者医療制度をすみやかに廃止し、元の老人保健制度にもどしてください。医療保険の患者負担を軽減してください。また、国民健康保険の都道府県単位化は行わず、国庫負担を増額してください。

高齢者医療制度については、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて行うもので、保険財形圧迫により廃止された老人保険制度に戻すことは、保険制度の後退であり、財政破綻を招きかねないため、現在のところ検討されておりません。政府においては、後期高齢者医療制度は廃止することとして、高齢者医療制度改革会議において検討されてきました。現時点では平成26年3月末まで延長するとされていますが、全国知事会の反対表明や自民党などの野党や与党内からも反対の声が上がっており、廃止時期が不透明になっています。

医療保険制度については各保険者の財政が圧迫される中、社会保障制度全体として、国において様々な議論がなされているところで、今後の国の動向を見守りたいと考えており、現在のところ意見書等の提出は考えておりません。

【国保年金課】

③介護保険への国庫負担を増やすことなく、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。安心して介護サービスが受けられるように介護報酬を改善してください。介護労働者の待遇を改善し、働き続けられるようにしてください。

国庫負担を増やすことが、必ずしも負担の軽減と給付の改善につながるとは限りませんが、国庫負担等に関する意見は要望につきましては、全国市長会等にも諮りながら進めていきたいと考えています。

また、介護報酬、介護労働者の待遇改善につきましては、国が統一した見解をもって取り組むものと考えていますが、この課題につきましては、現在、国において検討がなされているところです。

【長寿課】

④18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額してください。妊産婦健診の補助金を拡充し、恒久措置としてください。

「国、県の予算、施策に関する要望」において要望しておりますが、平成24年度以降も臨時特例公金が継続されるよう、機会を捉えて要望していきます。

【健康課】

本市では、平成20年4月より中学校卒業までの子どもについて、保険診療の自己負担額を現物給付で実施していますが、18歳年度末までを対象とすることは、市の財政にも大きな負担になると認識しております。また中学校卒業以降は、就労・婚姻・出産も想定されるため、慎重に対応してまいりたいと考え、現在のところ意見書等の提出は考えておりません。

国庫負担金の減額につきましても、国においての判断となりますので、現在のところ意見書等の提出は考えておりません。

【国保年金課】

⑤消費税率の引き上げは行わないでください。

消費税には地方消費税分が1%相当含まれ、その結果、本市においては、毎年17億円から18億円程度の地方消費税市町村交付金を受けています。

この地方消費税は地方分権の推進、地域福祉の充実等のため、地方財源の充実を図る観点から導入されており、地方消費税を含む消費税率の引き上げは市の安定した歳入の確保に結びつくため消費税率の引き上げを行わない旨の要望を提出する考えはありません。

【財務課】

⑥東日本大震災で明らかとなった公立病院・公的病院の役割が充分發揮されるよう、病院の統廃合・病床削減をやめて、ペナルティーなしの地域医療再生のための交付金を支出してください。また、地域医療充実につながるような診療報酬改定を行ってください。

本市には、公立病院はありませんが、特に問題となるようなことはありません。

【健康課】

⑦障がい者(児)が生きるために必要な福祉・医療制度の利用料負担、実費負担を撤廃してください。また、早急に高齢障がい者等に対する介護保険制度を優先する仕組みを改め、障がい者本人の必要性に応じて障がい者施策と介護保険を選択できるようにしてください。

障害のある人に対する福祉制度については、現在国において「障がい者制度改革推進本部」を設置し、障害者自立支援法に変わる新たな総合的かつ効果的な障害、障害者福祉制度の整備を目指して検討が進められています。この制度改革推進本部には、メンバー24人のうち14人が障害のある人やその家族が含まれるなど、より障害者本位の制度の整備を目指すものと考えております。

したがって、当面は国の議論の推移を見守るべきであると考えますので、現時点において意見・要望については考えておりません。

【障害福祉課】

⑧ヒブ、小児用肺炎球菌、HPV、高齢者用肺炎球菌、水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)の任意予防接種を定期接種としてください。不活化ポリオワクチン導入を早急に行ってください。

定期予防接種化に関しては、厚生労働省が設置している部会において、ワクチンの位置づけが検討されており、刈谷市から国に働きかけることは考えておりません。不活化ポリオワクチンの導入については、国が決定することであり、国の動向を注視してまいります。

【健康課】

2. 愛知県に対する意見書・要望書

①後期高齢者医療制度を選択しない65~74歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。

障害者医療費助成制度は国庫補助のない地方単独事業です。限られた財源の中で、政策等に基づき愛知県において判断したことと考えておりますので、現在のところは、意見書等の提出は考えておりません。

【国保年金課】

②後期高齢者医療対象者のうち、住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

今後ますます高齢化を鑑み、限られた財源の中で、政策等に基づき愛知県において判断したことと考えておりますので、現在のところは、意見書等の提出は考えておりません。

【国保年金課】

③後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。

後期高齢者の健康診査事業に対しては、事業費の1／3が国庫補助金として交付されておりますが、県費補助については、限られた財源の中で、政策等に基づき愛知県において判断したことと考えておりますので、現在のところは、意見書等の提出は考えておりません。

【国保年金課】

④子どもの医療費助成制度の対象を18歳年度末まで拡大してください。

本市では市単独事業として、平成20年4月より中学校卒業までの子どもについて、保険診療の自己負担額を現物給付で拡大実施しております。18歳年度末までを対象とすることは、市の財政にも大きな負担となると認識しており、愛知県としても限られた財源の中で、政策等に基づき判断したことと考えております。

「国・県の予算、施策に関する要望」において、県費補助対象を中学校卒業までに対象を拡大するように要望しており、次年度以降も継続して、機会を捉えて要望してまいります。

【国保年金課】

⑤国民健康保険への県の補助金を増額してください。

国の政策等に基づき愛知県において判断したことと考えておりますが、今後の推移を見ながら対応を考えていきたいと考えております。現在のところは、意見書等の提出は考えておりません。

【国保年金課】

⑥精神障がいにある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。

本市では、精神障害のある人に対し、通院医療費自己負担額の全額及び入院医療費自己負担額の半額について助成しています。また、精神保健福祉手帳1・2級を所持している人については、全疾病を医療費助成の対象としています。障害者自立支援法における自立支援医療は、障害のある人が心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療を受けるためとしており、手帳を所持しない人に対して、一般疾病にまで対象を広げる必要はないと考えます。

「国・県の予算、施策に関する要望」において、精神保健福祉手帳1・2級を所持している人については全疾病を医療費助成の県費補助対象とするように要望しており、次年度以降も継続して、機会を捉えて要望してまいります。

【国保年金課】

⑦障がい福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くしてください。

障害者自立支援法の改正により、平成24年4月1日から同法に基づくサービスの利用者負担については、応益負担から応能負担へ見直しが図られます。従いまして、障害のある人に対するサービスについて、利用者負担を無くすることではなく、低所得の人など支援が必要な人に対する負担軽減により対応すべきと考えます。

障害者福祉サービスについての負担軽減策については、平成19年、20年の利用者負担の軽減措置に続き、平成22年4月からは低所得者（市民税非課税世帯）の利用者負担が無料となっており、平成24年4月からは、応能負担への見直しが図られます。したがって、現時点では更なる軽減措置が必要とは考えておりません。

【障害福祉課】

⑧厚労省通知「看護師等の『雇用の質』の向上のための取組について」に基づいて看護師等の勤務環境の改善を図るとともに、看護師の大幅増員を図ってください。

国の新成長戦略において医療・介護・健康関連産業が日本の成長牽引産業に位置づけ

られ、戦略実現のため今年度より医療行政と労働行政が協働し、看護師等の「雇用の質」の向上のための取り組みが始まったところであり、愛知県においてもこれをもとに対応していくことと思われます。市としても地域医療の充実のため看護師等の勤務環境等の整備が進むよう国、県の動向を見据えているところであり、現状では意見書・要望書の提出は考えておりません。

【健康課】

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

①愛知県に健康診査事業への補助を行うように要請してください。

事業費の1／3が国庫補助金として補助されておりますが、県費補助については、限られた財源の中で、政策等に基づき愛知県において判断したことと考えておりますので、現在のところは、広域連合に対する意見書等の提出は考えておりません。【国保年金課】

②低所得者に対する保険料および一部負担金の独自の減免制度を設けてください。

国において軽減措置が実施されており、独自の減免制度は、限られた財源の中で、政策等に基づき愛知県において判断したことと考えておりますので、現在のところは、広域連合に対する意見書等の提出は考えておりません。【国保年金課】

③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。

愛知県後期高齢者医療広域連合からは、資格証明書の発行は、保険料滞納対策として法令で規定されており、十分な納付資力があるにもかかわらず、特段の事情もなく長期間保険料を滞納している方に対して交付していくものと判断されております。機械的な発行はせず、納付相談に応じて分割納付等の努力をしていただいている誠意のある方に対しては、保険証を発行しており、今後も加入者の納付意欲を損なうことのないような対応をしております。現在、刈谷市では交付実績はございませんが、納付相談にも応ないなど何らの誠意もみられない方に対しては、保険料負担の公正化を図るためにも資格証明書の発行をせざるを得ないと考えており、広域連合に対する意見書等の提出は考えておりません。【国保年金課】

④後期高齢者医療制度に関する懇談会の委員に公募枠を設けるとともに、懇談会を公開してください。

国民健康保険は法律で運営協議会の設置が義務づけられていますが、後期高齢者医療制度では設置義務はありません。後期高齢者医療制度の関する懇談会は、「愛知県後期高齢者医療制度に関する懇談会設置運営要項」において定められており、被保険者として各老人クラブからの代表が6名、医療関係者として3師会の代表が3名、保険者団体の代表2名、学識経験者2名の計13名の委員で構成されております。現在のところ、公募及び公開の予定はなく、市としても広域連合に対する意見書等の提出は考えておりません。【国保年金課】

以上